地下埋設配管に係る定期点検（漏れの点検）：平成２３年２月１日改正内容

地下埋設配管

- 地下埋設配管 → １年以内の１回（下記に該当しない場合）
- 新規及び既設の製造所等
  - 完成検査（設置・交換）を受けた日から１５年を超えないもの → ３年以内に１回
  - 危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための措置が講じられている場合 → 告示第７１条の２第３項（１と２は　かつ）
    1　危険物の漏れを次のイ又はロにより確認すること。
    イ　次号に掲げる区画内に設けられた漏えい検査管により、１週間に１回以上危険物の漏れを確認していること。
    ロ　危険物の貯蔵又は取扱い数量の１００分の１以上の精度で在庫管理を行い、１週間に１回以上危険物の漏れを確認していること。
    2　さや管その他漏れた危険物の流出を防止するための区画が地下埋設配管の周囲に設けられていること。ただし、当該配管に電気防食の措置が講じられている場合又は当該配管が設置される条件の下では「腐食するおそれがないもの」である場合にあっては、この限りではない。 → ３年以内に１回
- 既設の製造所等
  - ・漏えい検査管により１週間に１回以上危険物の漏れを確認していること。
    （かつ）
    ・電気防食の措置が講じられていること
    又は・配管が設置の条件下で「腐食するおそれのないもの」
    【附則〔平成１５年１２月１７日総務省令第１４３号〕第３項第１号】 → ３年以内に１回
  - ・漏えい検査管により１週間に１回以上危険物の漏れを確認していること。
    （かつ）
    ・貯蔵又は取扱い数量の１００分の１以上の精度で在庫管理を行うことにより１週間に１回以上危険物の漏れを確認していること。
    （かつ）
    ・所有者等は、危険物の在庫管理に従事する者の職務及び組織、当該者に対する教育、在庫管理の方法、危険物の漏れが確認された場合に取るべき措置に関することその他必要な事項の計画を定め市町村長等に届け出ること。
    【附則〔平成１５年１２月１７日総務省令第１４３号〕第３項第２号】 → ３年以内に１回
- 危険物の微小な漏れを検知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置が講じられている場合 → 告示第７１条の２第２項
  （１と２は　かつ）
  1　直径 0.3 ミリメートル以下の開口部からの危険物の漏れを検知することができる設備により常時監視していること。
  2　さや管その他漏れた危険物の流出を防止するための区画が地下埋設配管の周囲に設けられていること。<u>ただし、当該配管に電気防食の措置が講じられている場合又は当該配管が設置される条件の下では「腐食するおそれがないもの」である場合にあっては、この限りではない。</u> → 漏れの点検をしなくてよい配管部分

※　既設とは、平成１６年３月３１日以前に設置許可申請がなされたものをいう。

※　下線部は、平成２３年２月１日の改正法令の施工により適用となる部分です。